

議案第87号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年12月7日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 月額により報酬の額を定められている職員の報酬は、活動をした日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。この場合において、当該特別職の職員が月の途中において就職し、又は離職したときは、日割計算により報酬を支給する。

別表農業委員会の項区分の欄中「年」を「月」に改め、同項報酬の額の欄中「240,000円」を「基本給 18,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額」に、「230,000円」を「基本給 16,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額」に、「220,000円」を「基本給 16,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額」に、「200,000円」を「基本給 14,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額」に、「180,000円」を「基本給 12,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額」に改め、同項の次に次のように加える。

	農地利用最適化推進委員	月額	基本給 10,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
--	-------------	----	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間は、この条例による改正後の別表農業委員会の部の規定は適用せず、なお従前の例による。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正																																	
<p>(報酬及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>月額により報酬の額を定められている職員の報酬は、活動をした日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。この場合において、当該特別職の職員が月の途中において就職し、又は離職したときは、日割計算により報酬を支給する。</u></p>																																	
<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">農業委員会</td> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>240,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会長代理</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>230,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副会長</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>220,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区担当</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>200,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>180,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	(略)			農業委員会	会長	年額 <u>240,000円</u>	会長代理	年額 <u>230,000円</u>	副会長	年額 <u>220,000円</u>	区担当	年額 <u>200,000円</u>	委員	年額 <u>180,000円</u>	(略)			<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">農業委員会</td> <td style="text-align: center;">会長</td> <td style="text-align: center;">月額 <u>基本給 18,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会長代理</td> <td style="text-align: center;">月額 <u>基本給 16,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副会長</td> <td style="text-align: center;">月額 <u>基本給 16,000円 能率</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	(略)			農業委員会	会長	月額 <u>基本給 18,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額</u>	会長代理	月額 <u>基本給 16,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額</u>	副会長	月額 <u>基本給 16,000円 能率</u>
区分		報酬の額																																
(略)																																		
農業委員会	会長	年額 <u>240,000円</u>																																
	会長代理	年額 <u>230,000円</u>																																
	副会長	年額 <u>220,000円</u>																																
	区担当	年額 <u>200,000円</u>																																
	委員	年額 <u>180,000円</u>																																
(略)																																		
区分		報酬の額																																
(略)																																		
農業委員会	会長	月額 <u>基本給 18,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額</u>																																
	会長代理	月額 <u>基本給 16,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額</u>																																
	副会長	月額 <u>基本給 16,000円 能率</u>																																

